「台風接近時」における 気象警報発令時の登下校ガイドライン

長崎市立北陽小学校

市教育委員会・本校ガイドラインに従い、ご協力よろしくお願いいたします。

1．台風が長崎市を通過 または 接近する可能性が高い場合

前日、**午前１０時の気象庁予報**で、次の点から市教委が判断し、**正午までに各学校へ通知**される。

（1）【コース】長崎市が暴風警戒域に含まれ、市内全域 にわたって被害が予測される場合

⇩

（2）【時間帯】通学時間に暴風警報が予測される場合

⇩

一斉臨時休業

登校時刻の変更

台風が遠ざかり、警報が解除されるだろうと予測される場合

2．市(学校)からの連絡がなく、台風の影響が考えられる場合

対象となる警報は（台風接近時に限ります）
①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 の三つです。

台風が近隣県を通過するなど本市接近の可能性は低いものの、台風の影響が考えられる場合です。当日のテレビやラジオの報道及び市の防災無線による警報を確かめてください。

午前６時の時点《協議・判断》

※ 対応については、滑石中校区で共通理解しています。
○一つでも警報が発令されている時は**「臨時休業」**です。
○警報が解除されている時は**「登校」**です。 (tetoru 等の発信に注意)
※ 保護者が危険と判断した場合は、自宅待機か保護者同伴での登校をお願いします。

3．登校した後、警報が発令された場合

○登校後に警報が発令された場合は、**「学校内待機」**です。警報が解除された場合には、安全を確かめて**「集団下校」**とします。
「学校内待機」が長引くような場合は、**「お迎え」「引渡し」**をお願いすることもあります。

○登校後、午後から警報が発令される可能性が高い時には、**「下校を早める」**ことがあります。 緊急時の対応(どこに帰るかなど)を子どもさんと必ず確かめておいてください。

※台風によって子どもたちに関わる被害がありましたら、学校へお知らせください。

長崎市立北陽小学校　※居住地域（北陽小校区は滑石地区）

居住地域に「避難指示」等（警戒レベル３以上）の発令に係る対応マニュアル

① 「緊急安全確保（大雨特別警報）」　・・・市教委の指示により市内一斉臨時休業

② 「避難指示（土砂災害警戒情報）」　・・・　マニュアルにより学校判断あり

前　　日

翌日、「高齢者等避難」「避難指示」等（警戒レベル３以上）の発令が予想される場合

① 自宅待機②登校時刻の変更③臨時休業等（滑中校区で協議後、校長が決定し、保護者へ連絡）

当　　日

前日に臨時休業等が決定されていない場合

午前６時時点《協議・判断》（対応発信は 6:30～7:00 が目安）

「避難指示」等発令中

自宅待機、又は避難所へ避難

午前10時時点

「避難指示」発令中

臨時休業

「避難指示」解除

臨時休業(安否確認)

「避難指示」等が発令されていない時

通常登校等（含：時刻の変更）

登　校　後

「避難指示」発令

集団下校・待機

「避難指示」発令の可能性が高い

早めの下校

③ 「高齢者等避難（大雨警報・洪水警報）」・・気象情報と地域の状況で学校判断

※滑石中学校区で協議

- 「避難指示」等が解除されても、自宅周辺の状況により、保護者が危険と判断する場合は、学校へ連絡のうえ、「休み」もしくは「自宅待機」させる。→出席停止
- 「避難指示」等については、長崎市の公式サイト、テレビやラジオ等で確認する。
- 給食中止の場合、午前中授業で対応する。
- 自宅が被害にあったり、避難所に避難したりしている場合は、学校へも知らせる。
- このマニュアルを基本とし、「テトル(tetoru)」「北陽小ホームページ」で知らせる。